

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
公共測量の実施
療養取扱機関の登録
- ◇正誤 昭和三十七年六月十六日付け鳥取県公安委員
会告示第二十号中訂正

告示

鳥取県告示第六百三十号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的 旧跡の風致の保存

解除の理由 旧跡の整備のため

申請者 鳥取市長

二 鳥取市白兎字白浜六八八ノ三、六九三ノ一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）六八八ノ六所在の保安林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 観光施設敷地とするため

申請者 鳥取市長

三 気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五三ノ一、二六五三ノ三、二六五四ノ一、二六五六ノ一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 気高町長

四 気高郡青谷町大字青谷字丸山五七五八所在の保安林

